(部内一般)

厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を炎のように定める。

平成27年11月27日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

こうせいろうどうしょう
厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(首的)

第1条。この要情(以下「対応要情」という。)は、障害を運由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を運由とする差別の解消の推進に関する基本方針(や前5年3月14首閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、厚生勞働者職員(非常勤職員を答み、中央勞働委員会事務局職員を除く。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項をだめるものとする。

#### (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務技は事業を持うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等により起因する障害を含む。)をいう。以下この対応要領において間じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に貨幣性活技は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において間じ。)でない者と不当な差別的取りをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に 受すると判断されることはないが、障害者基準な (昭和45年法律第84号) の基本的な理念技び法の首的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において間じ。)。

## (合理的配慮の提供)

第3条 職員は、接第7条第2項の規定のとおり、その事務では事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表前があった場合において、その実施に僅う資道が過量でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、幹齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ各理的な配慮(以下「各理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

### 

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、 11部2

「く」に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、での答号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 首常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせる こと
- 三 障害者等から不当な差別的散物、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の覚し 出等があった場合は、迅速に火流を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供 を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に 対処しなければならない。

#### (懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、艾は、過量な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違定し、艾は職務を管った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

#### (相談体制の整備)

- 第6条 厚生労働省は、職員からの障害を理由とする差別に関する障害者文はその家族等(以下「相談者」という。)からの相談に防確に対応するための相談窓口を設置する。
- 2 前項に規定する相談窓口は、本省内部部局にあっては大臣官房人事課長が、施設等機関 及び地方支分部局にあっては、それぞれの長が定める。
- 3 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、 カテックス、電子メールに加え、障害者が他人とうきュニケーションを図る際に必要と なる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 5 前項の規定による事実の確認により障害を理由とする差別があったことが確認された場合には、相談窓口は、相談の内容に関係のある部局等と相互に繁密な進携を図りつつ、速やかに、当該差別の是正及び再発防止等のために必要な措置を講ずる。
- 6 第1項の箱談整首に寄せられた箱談は、大臣管房人事課に集約し、箱談者の プライバシーに配慮しつつ関係者間で情報英者を図り、以後の箱談において活用することとする。
- 7 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

### (研修・啓発)

- 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった署に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な

事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

南剿

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

前

この訓令は、令和●年●月●日から施行する。

別紙

章生労働者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る 協業事項

#### だい。などう。きべってきとりあつかいの基本的な考え方 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サニビスや各種機会の提供を拒否する文は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、重橋子、補助学その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的散物がいも、障害を理由とする不当な差別的散物がいた該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、艾は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、デライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的散扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務では事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである流に留意する必要がある。

## 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に稍当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや答種機会の提供を拒否するなどの散物がが落鶴的に見て正当な質的の特に行われたものであり、その質的に照らしてやむを得ないと言える場合である。厚生労働省においては、正当な理由に稍当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解析するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事繁ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)技び厚生労働省の事務艾は事業の質的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の效方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

## 第3 売当な差別的取扱いの例

正当な埋歯がなく、不当な差別的散扱いに該当すると考えられる例及び正当な埋歯があるため、不当な差別的散扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な埋歯に相当するか管かについては、個別の事業ごとに、前述の観点等を踏まえ

て判断することが必要であること、並当な理由があり不当な差別的散物がいに該当しない場合であっても、各連的配慮の提供を兼められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に害歯の交付、資料の送付、パンプレットの提供等を指む。
- 障害があることを理由として、 一律に説明会、 シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を埋首に、報告の際に付き添い者の同行を報めるなどの案件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を埋首に付き添い者の同行を指む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて 考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を 行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に 接遇の質を下げる。
- 障害があることを理由として、一律に、診療、入院等を拒否すること。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- 実習を作う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。(障害者本人の 安全確保の観点)
- 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための 対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
- 行政主続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的 配慮」は、「障害者が他の者との 等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、 支は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合 において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した支は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務党は

事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表明があった場合において、その実施に存すう資祖が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的記慮を行うことを求めている。合理的記慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会もデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が値々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に存う資祖が過重でないものである。

2 合理的配慮は、厚生労働省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされ る範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において どうとう。まかい。ていきょう。うう 同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重し、主治医等の専門的 まけん。またこう 知見も参考にしつつ、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、 だいたいた。ため、世かなくしなくのではいまってきたいから、これではいる。これではいる。これではいます。 代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な 葉んい しゅうなん たいおう でっよう でっよう けんせってき たいお あ 範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっ ての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に クサクザー 考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、 しょうがいしゃほんにん。しゃかいてきしょうへき。 じょきょ 障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として たいおうかのう。とりくみとう。たいも、なか、きょうゆう。 とう けんせつてきたいも、つう とりくみとう たいも なか きょうき 対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々 な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理 マタセルワピ タヒレヒラ 、 タピヒッシ 、 レセント レセットンヒヒッタサン 、 ペグワ゚ キュゥ にかり ダ 。 まっとってある。 合理 てきはいりょうでいきょう。ありまたっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に 障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められ ることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、 後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的な立方下の削減・効率化 につながる点は重要である。

3 意思の表前に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡矢文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とうきュニケーションを図る際に必要な手談(通訊を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明が 困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、立きュニケーションを 支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去

を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、首主的な散組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアウリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を持つことや、稍談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。

#### だい 5 がらゅう マッカル ままんてき かんが かた かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な貧損については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事業ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客額的に判断することが必要である。職員は、過重な貧損に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前途のとおり、職員と障害者の対方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を素軟に検討することが求められる。

- □ ままた □ ぎょう へいきょう ていど □ ままた □ ぎょう もくてき ないよう きゅう そこ 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

## 第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、炎のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、記載されている例以外であっても合理的配慮 に該当するものがあることに留意する必要がある。

# (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 設差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 転架棚の篙い箭に置かれたパンプレット等を取って渡す。パンプレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 首節の場所までの繁竹の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・ 左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の単し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応繁盲の近くに長椅子を移動させて臨時の 株額スペースを設ける。
- 木随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定素真を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい 聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内 し誘導を図る。
- イベント会場において免的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性や立きュニケーションの方法等について聞き取った子で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 視覚障害のある者からトイルの個室を繁茂するよう菜めがあった場合に、菜めに応じてトイルの個室を繁茂する。その際、筒性の職員がいる場合は、障害者などの希望に応じて同性の職員が繁茂する。

## (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等 が異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソプトに対応できるよう電子データ (デキスト形式) で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、&カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の曽の静で示したり、わかりやすい記述で伝達 したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった記慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、三重否定表現などを開いずに具体的に 説前する。
- 障害者から節し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、竹蓉が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は前いない、時刻は24時間装記ではなく午前・午後で表記するなどの記慮を答頭に置いたメキを、必要に常じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚艾は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を \*行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合った事ポートを行う等、 可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ 替える。
- 立って物に並んで順番を持っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者 の順番が来るまで別室や蓆を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、版書等がよく見えるように、スクリーン等に近い蓆を確保する。
- □ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 厚生労働省の敷地内の駐車場等において、障害者の変方が多数負込まれる場合、 通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 大館時に宜てガードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの大館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる繁張等により、発作等がある場合、当該 障害者に説明の主、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表文は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に徐る担保が得られること を前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、炎のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例点であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事業ごとに、箭途の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

## (合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める単出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を持うことなく一筆 律に対応を断ること。
- イベント会場内の移動に際して支援を求める単出があった場合に、「行かあったら困る」 という描えがな理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により答種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュラル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話りたーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める単出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- 自由席での開催を予定しているもます。これで、弱視の障害者からえるリーシや 板書等がよく見える席でのもます。一受講を希望するも出があった場合に、事前の座席 確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

○ 気が散りやすい障害特性のため、障害者本人からパーテーションの設置を求められた場合に、業務進捗状況の確認をするため、上司の首の届く範囲で業務に当たらせる必要性との軽量を検討した結果、パーテーションの設置は不要という結論に至ったが、代替案を検討せずに、パーテーションの設置を断ること。

## (合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに随られることの観点)
- 描選前込みとなっている講座への参加について、描選前込みの手続きを行うことが 困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当 該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるため のものであることの観点)

#### (障害特性に応じた留意点について)

障害特性に応じた対応の具体例に関しては、「障害者差別解消法福祉事業者尚けガイドライン~福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する指針~」第3(3)に代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項について崇されているので、別添に留意されたい。